

平成28年度ドコモ留学生奨学金募集・推薦要項

2016年4月からの新入生対象(博士前期課程)

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(理事長 山田 隆持 氏、NTTドコモグループが設立したNPO法人 以下「MCF」という。)のご支援により、「平成28年度ドコモ留学生奨学金」(以下「奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目 的

本奨学金は、アジア地域からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者であるMCFは、21世紀のマルチメディア社会において情報通信の発展とともに豊かで健全な社会を実現するため情報通信分野における人材の育成及び研究の促進、留学生に対する支援を通じた国際協力の推進並びに社会福祉の増進等、幅広い分野への支援活動を通じて社会全体の利益に寄与することを目的に活動している。

MCFは、アジア地域からの留学生への支援を通して、日本への理解を促進し、日本とアジア諸国との良好な友好関係構築に資することを趣旨として資金を提供された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成28年4月入学者(10月入学者は不可)で、日本国内の大学(以下「大学」という。)に設置されている大学院の修士課程(博士前期課程)1年次に正規生として在籍する私費外国人留学生。また在留資格は留学である事。なお、日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) 下記の①または②の部門を専攻する者。
 - ① 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者。
 - ② 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者。
 - ③ (注)②を専攻するものは願書の「留学計画(2)大学院在籍中の研究概要」の欄に研究手法としての通信や情報処理活用の考え方を明記すること。
- (3) インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国(香港、マカオを含む)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオスのいずれかの国・地域からの留学生。
- (4) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金を受ける予定のない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (5) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者。
- (6) 真に経済的援助を必要とする者。
- (7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者(日本語で研究発表が出来る程度)。
- (9) 卒業後は、日本の通信関連企業に就職を希望し、日本と母国の情報通信分野の発展に貢献する意欲がある者。
- (10) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用人数

20名程度

*情報科学からの推薦数6名以内

5. 支給内容

月額奨学金:120,000円

6. 支給期間

平成28年4月より平成30年3月までの2年間(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出する。
- (2) 大学の長は、3に掲げる応募資格に該当する者について、8に掲げる応募・推薦書類を、理事長に提出するものとする。
なお、推薦人数については、別途示す。また、複数人の推薦にあたっては、同一の国・地域からの推薦人数は、総推薦人数(実際に推薦する人数)の半数以下とする。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) | 1通 |

9. 応募・推薦書類の提出期限

2016年4月14日(木) 情報科学研究科教務係

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者と協議の上書類審査を行い、受給者を決定する。結果は平成28年7月上旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 支給方法

奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学・就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本協会または寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは交流会・インターシップ等に参加しなければならない。
- (4) 受給者はMCF主催の受給者交流会に原則として参加する。なお、交流会は平成28年11月に、開催を予定している。また交流会では研究内容を日本語で発表すること。

13. 奨学金の休止または終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は受給決定を取り消す。

14. その他(注意事項)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13. に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

15. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業のみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp